

傍の地質構造を図3のとおり把握した。これによれば、本件発電所敷地の少なくとも地下2000m程度にわたって安定した地盤が存在することが確認できる。

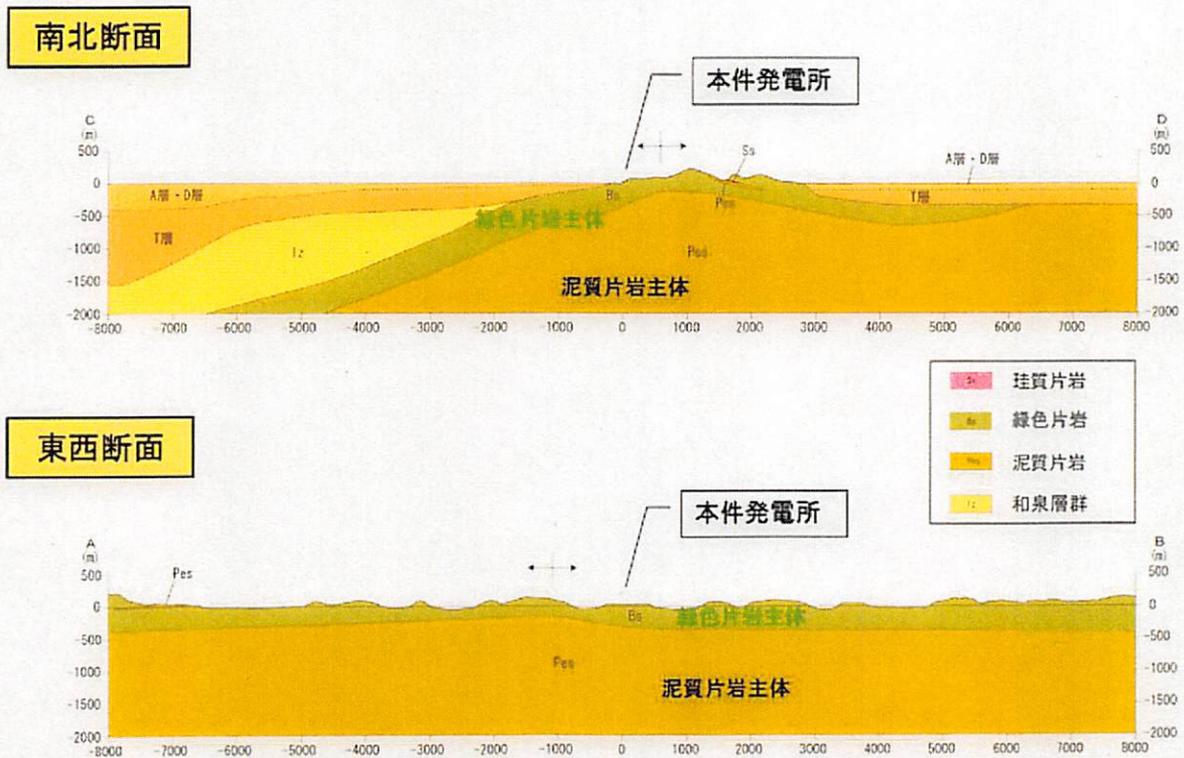


図3 敷地近傍の地質構造（断面図）

(4) 基礎岩盤の安全性（③について）

原子炉施設を直接設置する岩盤（基礎岩盤）が脆く、原子炉施設の重みに耐えられず破壊されてしまったり、軟弱で変形してしまったりする場合には、それにより地盤に大規模なずれ等が生じることが考えられるため、基礎岩盤が十分な安全性を有していることを確認する必要がある。

そこで、被告は、本件原子炉施設の基礎岩盤について、ボーリング調査、試掘横坑内での詳細地質調査、地震探査等を実施し、基礎岩盤を構